

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年3月17日
【会社名】	MUFGセキュリティーズ EMEA・ピーエルシー (MUFG Securities EMEA plc)
【代表者の役職氏名】	チーフ・フィナンシャル・オフィサー クリス・カイル (Chris Kyle, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	英国ロンドン市ロープメーカー・ストリート25 ロープメーカー・プレイス EC2Y 9AJ (Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street, London EC2Y 9AJ, England)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 藤田 元康
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	03 (6212) 1200
【事務連絡者氏名】	弁護士 宮下 公輔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	03 (6212) 1200
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	20億5,900万円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和4年3月1日付をもって提出した有価証券届出書および同年3月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額、本社債の額面総額、利率、利息額ならびにその他の未定事項および予定事項が決定されましたので、関係する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

銘柄		売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
MUFGセキュリティーズ EMEA・ピーエルシー 2027年3月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動 3 段デジタルクーポン 円建社債 (以下「本社債」という。)		50億円 (予定) 注(1)	50億円 (予定) 注(1)	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
				京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 京銀証券株式会社
				群馬県前橋市本町二丁目 2 番11号 ぐんぎん証券株式会社
				愛媛県松山市三番町五丁目10番地 1 四国アライアンス証券株式会社
				宮城県仙台市青葉区大町一丁目 1 番30号 七十七証券株式会社
				新潟県長岡市城内町三丁目 8 番地 26 第四北越証券株式会社
				三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社
				広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号 ひろぎん証券株式会社
				茨城県水戸市南町三丁目 4 番12号 めぶき証券株式会社
記名・無記名の別	各社債の金額	利率		償還期限

無記名式	100万円 注(3)	(i) 2022年3月29日（同日を含む。）から2022年6月16日（同日を含まない。）までの期間：年（未定）%（年1.00%以上年4.60%以下を仮条件とする。） (ii) 2022年6月16日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間： 対象株価指数の評価価格により以下のとおり変動する。 （イ）すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格以上の場合 年7.00%（以下「ハイクーポン」という。） （ロ）(a)いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格未満であり、かつ、(b)すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格以上の場合 年（未定）%（年1.00%以上年4.60%以下を仮条件とする。）（以下「ミドルクーポン」という。） （ハ）いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格未満の場合 年0.10%（以下「ロークーポン」という。） 注(2)	2027年3月16日 注(4)
摘 要			
本社債は、MUFGセキュリティーズ EMEA・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が設定している80億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される。 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。 なお、発行会社は、本書日付現在、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社からAの格付を付与されているが、この格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。 本社債のその他の主要な条項および条件（以下「本社債の要項」という。）については、下記「売出社債のその他の主要な要項」を参照のこと。			

注(1) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は50億円（予定）である。本社債の発行に関する未定および予定の条件は、本売出しにおける需要状況を勘案した上で2022年3月17日までに決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。

(2) 本社債の付利は、2022年3月29日（同日を含む。）から開始する。なお、上記未定の利率は、上記仮条件の範囲外となる場合がある。「利率」において使用される用語は後記「売出社債のその他の主要な要項 － (2)償還および買入れ － 用語の定義」において定義される。

＜中 略＞

(5) 「第一部、第2 売出要項」に記載する本社債に関する要項は、2022年3月16日（ロンドン時間）付の最終条件書（以下「最終条件書」という。）により確定する（ただし、その後に決定が予定されている事項を除く。）。

<訂正後>

銘	柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
MUFGセキュリティーズ EMEA・ピーエルシー 2027年 3月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動 3段デジタルクーポン 円建社債 (以下「本社債」という。)		20億5,900万円 注(1)	20億5,900万円 注(1)	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 京銀証券株式会社 群馬県前橋市本町二丁目2番11号 ぐんぎん証券株式会社 愛媛県松山市三番町五丁目10番地1 四国アライアンス証券株式会社 宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号 七十七証券株式会社 新潟県長岡市城内町三丁目8番地26 第四北越証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎん証券株式会社 茨城県水戸市南町三丁目4番12号 めぶき証券株式会社 (以下「売出人」という。)
記名・無記名の別	各社債の金額	利率		償還期限

無記名式	100万円 注(3)	(i) 2022年3月29日（同日を含む。）から2022年6月16日（同日を含まない。）までの期間：年<u>2.73%</u> (ii) 2022年6月16日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間： 対象株価指数の評価価格により以下のとおり変動する。 （イ）すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格以上の場合 年7.00%（以下「ハイクーポン」という。） （ロ）(a)いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格未満であり、かつ、(b)すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格以上の場合 年<u>2.73%</u>（以下「ミドルクーポン」という。） （ハ）いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格未満の場合 年0.10%（以下「ロークーポン」という。） 注(2)	2027年3月16日 注(4)
摘 要			
本社債は、MUFGセキュリティーズEMEA・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が設定している80億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される。 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。 なお、発行会社は、本書日付現在、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社からAの格付を付与されているが、この格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。 本社債のその他の主要な条項および条件（以下「本社債の要項」という。）については、下記「売出社債のその他の主要な要項」を参照のこと。			

注(1) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は20億5,900万円である。

(2) 本社債の付利は、2022年3月29日（同日を含む。）から開始する。「利率」において使用される用語は後記「売出社債のその他の主要な要項 — (2)償還および買入れ — 用語の定義」において定義される。

＜中 略＞

((5)は削除しました。)

2【売出しの条件】

<訂正前>

売出価格	申込期間	申込単位	申 込 証拠金	申 込 受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所、氏名又 は名称	売出しの委託 契約の内容	摘 要
額面金額 (100万円) の100%	2022年3月22 日より 同年3月28日 まで	100万円単位	な し	売出人および 登録金融機関 の日本におけ る本店、各支 店および各営 業部店 注(6)	該当事項なし	該当事項なし	受渡は2022年 3月29日に行 われる。

注

<中 略>

(7) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

<中 略>

売出社債のその他の主要な要項

(1) 利 息

(a) 固定利率期間

2022年3月29日（同日を含む。）から2022年6月16日（同日を含まない。）までの期間については、本社債にはその額面金額に対して年（未定）%の固定利率で利息が付され、2022年6月16日に本社債の額面金額に対して（未定）円が後払いされる。（以下、固定利率期間についての利払日と変動利払日（下記に定義される。）を「利払日」と総称する。）

<中 略>

(b) 変動利率期間

2022年6月16日（同日を含む。）から満期日（下記「（2）償還および買入れ - （a）満期償還」に定義される。）（同日を含まない。）までの期間（以下「変動利率期間」という。）については、各変動利払日に終了する各利息期間（以下「変動利息期間」という。）に関し、各本社債について以下の記載による年利を基準にして計算代理人（下記「（2）償還および買入れ」に定義される。）により決定された利息額（以下「変動利息額」という。）が、2022年9月16日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月16日、6月16日、9月16日および12月16日（以下それぞれ「変動利払日」という。）に日本円により3ヵ月間毎に後払いされる。

<中 略>

- (ロ) 関連する評価日において、計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で、(a)いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格を下回り、かつ、(b)すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる変動利払日（同日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%とし、かかる変動利払日に支払われる変動利息額は、本社債の額面金額につき、（未定）円とする。

＜後 略＞

＜訂正後＞

売出価格	申込期間	申込単位	申 込 証拠金	申 込 受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所、氏名又 は名称	売出しの委託 契約の内容	摘 要
額面金額 (100万円) の100%	2022年3月22 日より 同年3月28日 まで	100万円単位	な し	売出人および 登録金融機関 の日本におけ る本店、各支 店および各営 業部店 注(6)	該当事項なし	該当事項なし	受渡は2022年 3月29日に行 われる。

注

＜中 略＞

（(7)は削除しました。）

＜中 略＞

売出社債のその他の主要な要項

（1）利 息

（a）固定利率期間

2022年3月29日（同日を含む。）から2022年6月16日（同日を含まない。）までの期間については、本社債にはその額面金額に対して年2.73%の固定利率で利息が付され、2022年6月16日に本社債の額面金額に対して5,839円が後払いされる。（以下、固定利率期間についての利払日と変動利払日（下記に定義される。）を「利払日」と総称する。）

＜中 略＞

（b）変動利率期間

2022年6月16日（同日を含む。）から満期日（下記「（2）償還および買入れ - （a）満期償還」に定義される。）（同日を含まない。）までの期間（以下「変動利率期間」という。）については、各変動利払日に終了する各利息期間（以下「変動利息期間」という。）に関し、各本社債について以下の記載による年利を基準にして計算代理人（下記「（2）償還および買入れ」に定義される。）により決定された利息額（以下「変動利息額」という。）が、2022年9月16日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月16日、6月16日、9月16日および12月16日（以下それぞれ「変動利払日」という。）に日本円により3ヵ月間毎に後払いされる。

＜中 略＞

- (ロ) 関連する評価日において、計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で、(a)いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格を下回り、かつ、(b)すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる変動利払日（同日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年2.73%とし、かかる変動利払日に支払われる変動利息額は、本社債の額面金額につき、6,825円とする。

＜後 略＞